

令和6年度第5回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和7年3月26日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和7年3月26日（水）午後7時～午後8時

[開催場所] 伊勢原市役所3階 第3委員会室

[出席者]

（委員）御領会長、大川副会長、齊藤委員、井上委員、二宮委員、山口委員、宇賀神委員

（事務局）高橋健康づくり担当部長、宮川保険年金課長、森国保係長、萩原主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）伊勢原市国民健康保険税の税率等改定について

（2）伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について

（3）国民健康保険制度の動向について

（4）その他

4 閉 会

—開会—

【事務局】 ただいまより令和6年度第5回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開催します。

本日定数9名に対して、出席者7名で、過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解をいただきますようお願ひいたします。

本日は傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。お願ひいたします。

【会 長】 本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議の議題ですが、伊勢原市国民健康保険税の税率等の改定についてなど3点となっております。

保険税率の改定につきましては、これまで3回にわたり協議していただきまして、

本協議会から答申を行ったところでありますけれども、それを踏まえまして、税率改定の内容と令和7年度の当初予算額について御説明があるということですので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、国保財政につきましては、加入者数の減少、それに伴う税収の減少等により、財政運営が非常に厳しい状況が続いていると承知しているところですが、令和6年度の財政運営状況や4月以降の国民健康保険制度の動向についてもお話をあと伺っております。

皆様の活発な御意見をいただきながら議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、ここで資料の確認をいたします。

(資料の確認)

それでは、次第3の議題に入りたいと思います。議長につきましては、通例により、会長がなることになっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、次第3に入らせていただきたいと思います。次第3の(1)

「伊勢原市国民健康保険税の税率等改定について」につきましては、本協議会で答申いたしました伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて、3月議会において条例の改正が議決されましたので、その内容を事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料1「国民健康保険税の税率等改定について(令和7年度)」説明いたします。

税率改定につきましては、本運営協議会におきまして昨年の11月から今年の1月まで3回にわたり議論を重ねていただきました。運営協議会では、現下の物価高騰などの社会経済情勢が厳しい中で、単年度での急激な引上げを避け、低所得者層へ配慮した保険税率の設定とすること、また、低所得者への負担を軽減するために応能割額と応益割額の割合をおおむね56対44とすること、以上の内容の答申を受けまして、試算を繰り返し、改定を行ったものでございます。

3月21日、伊勢原市議会の3月定例会におきまして議案の議決があり可決されましたので、御報告させていただきたいと思います。資料1につきましては、伊勢原市議会の3月定例会に提出した国民健康保険税条例の一部改正の内容を整理し要約したものになっております。細かい数字の改めての御説明は割愛させていただきますが、改定後の税率等につきましては、本協議会におきまして議論を重ね検討した結果お示しました最終案からの変更はないものとなっております。

税率の適用については令和7年度の課税分ということで、令和7年度の本算定、これは7月に実施するものになっています。4月から6月については仮算定という期間になっておりますので、令和6年度の税率を基に仮に算定し、新しい税率の適用については令和7年度本算定以降からの適用になります。

では、資料1についての御説明、報告については以上となります。

【会長】 それでは、資料1に関しまして、何か御質問ございますか。

【委員】 伊勢原市は議決を受けているということですが、他市の状況はまだ情報が入っていませんか。令和6年度は下から2番目ぐらいの金額だったのが、変動したかどうかというのにはまだ分かりませんか。

【事務局】 そうですね。あくまで令和7年度の予算ベースということで近隣市に調査した結果がございまして、ただ最終的にその税率が議案を通ったかどうか、可決されたかどうかというところまでのものではないのですが、今の予算上の状況においては、1人当たりの1年間の保険税率、税額で見ますと、伊勢原市は19市中13位という位置づけになって、少しだけ上がっています。あくまで予算の数字なので、計算の仕方はばらつきがあるとは思いますが、少し上のほうには来ているところではあ

りますが、それでもまだ真ん中よりは下といったような状況にはなっています。

【委員】 これが当然、本予算に入っていくと変わるわけですよね、その順位と
いうか。

【事務局】 そうですね。まだ予算上の話ですので。

【委員】 また下がる可能性はありますか？

【事務局】 所得の状況がかなり大きなところでありますので、これから各市で試
算してみて6月頃に確定しますから、それによってまた税率の計算をした中で変動が
あるとは思います。

【会長】 ほかはございますか。

それでは、議題（2）「伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について」に入ってい
きたいと思います。御説明をお願いいたします。

【事務局】 では、資料2「国民健康保険の財政運営状況について」を御覧ください。

まず、項番の①「令和6年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計の見通し（令和7
年2月末時点）」になります。ここでは、国保財政におきまして特に大きく影響する科
目である歳入の国民健康保険税と歳出の保険給付費につきまして、令和6年2月末時
点の執行状況で御説明させていただきます。

まず、歳入の国民健康保険税ですけれども、現年分と滞納繰越分につきましては、
まず一番最初が令和6年度予算現額、その次が令和6年度の調定額、その次が令和6
年度収入済額、収納率を記載しております。いずれも千円単位で表示をしております。

まず、現年分につきましては、調定額が18億7,746万3,000円に対して、
収入済額が14億7,838万7,000円で、収納率は78.74%となっておりま
して、前年同期と比較しますとマイナス0.42ポイントの減となっております。滞
納繰越分につきましては、調定額が3億4,844万8,000円に対しまして、収入
済額7,732万9,000円で、収納率が22.19%となりまして、こちらは前年
同期と比較しまして2.92ポイントの増となっております。合計の収納率は1.28
ポイント増の69.89%となっておりまして、このペースで進めば最終的には令和
6年度の収納率は前年と同水準程度となる見込みになっております。保険税率を上
げたことによって懸念されていた大幅な収納率の減少とはならない見込みとな
っております。

また、参考とはなりますが、下の表は過去5年間の国民健康保険税の収納状況の推
移となっております。収納率ですが、口座振替の推進や、現年度未納者に対する対応
として、民間事業者を活用して、休日夜間を含めた電話やショートメールサービスに
による早期文書催告による一斉催告、悪質滞納者に対しましては、給与、預金、生命保
険等の差押えの実施により年々向上している状況となっております。

次の表「一般会計繰入金の推移」が、法定外繰入金の推移の表になります。こちら
は令和18年度の県内保険料水準の統一に向けまして、今後も国民健康保険の財政状
況を見ながらにはなりますけれども、計画的に税率改定を行い、収支不均衡を改善し
ていく必要があるものと考えております。令和7年度予算では、保険税率の改定にお
いて、低所得者に配慮した賦課割合の見直しや保険税率の引上げ等により、法定外繰
入金の削減を当初は令和8年度からということをお示ししていましたが、1年前倒し
で行い、前年度に比べ約4,200万円減の3億円を計上しております。

その次が歳出の保険給付費になります。保険給付費の支出状況となりますけれども、
「療養給付費」から「その他」までの合計の決算見込額が61億3,237万3,00
0円となり、前年度の決算額からマイナス2億2,200万8,000円の減少となる
見込みとなっております。主な減少要因といたしましては、やはり被保険者数が減少
していることが要因と捉えております。なお、保険給付費のうち出産育児一時金と葬
祭費などを除く部分につきましては、保険給付費等交付金として全額県から交付され

ます。

続きまして、3ページ目になります。こちら、項番②「令和7年度の国民健康保険事業特別会計予算(案)」となっておりますけれども、送付させていただいたときにはまだ議決前でしたので「案」となっておりますけれども、3月21日に議決されましたので、現在は確定しております。

令和7年度の国民健康保険の予算総額は91億7,000万円で、前年度当初予算と比較しまして4億8,800万円の減となっております。こちらはやはり被保険者数の減少に伴い保険給付費や国民健康保険事業費納付金が減少したことによるものとなります。

それでは、左側の歳入の主な内容について御説明をいたします。

1番目にはあります国民健康保険税につきましては、税率改定も行いましたが、やはり被保険者数の減少が大きいことによりまして、マイナス0.8%、1,406万5,000円減の18億164万1,000円を計上いたしました。

その次、国県支出金につきましては、県支出金であります保険給付費等交付金に62億3,946万円を計上しております。この交付金は、右側の歳出に記載している上から2番目の項目、保険給付費のうち療養諸費等分と審査支払手数料の財源となるものになります。

また歳入に戻っていただきまして、繰入金につきましては、前年度と比較いたしましてマイナス9,538万1,000円減の10億8,626万2,000円を計上いたしました。主な減少の要因といたしましては、一般会計からの繰入金のうち、その他繰入金が先ほどの4,200万円の減、基金の取崩額が5,000万円の減額となつたことがあげられます。

その次、繰越金につきましては、決算剰余金の見込額の減によりまして、1,000万円減の2,000万円を計上いたしました。

その他収入につきましては、141万円減の2,263万6,000円を計上いたしました。こちらは前年度までの実績等を踏まえ、返納金などの雑入を計上したものになります。

続きまして、右側の歳出の主な内容について御説明させていただきます。

一番上の総務費は、システム改修費委託料等の減額に伴いまして、前年度と比較してマイナス783万2,000円減の1億8,204万4,000円を計上いたしました。

次に、2番目の保険給付費は、こちらが被保険者数の減少及び過去の実績等から、保険給付費全体でマイナスの5.4%、3億5,897万6,000円減の61億8,468万7,000円を計上いたしました。

次に、その下の国民健康保険事業費納付金は、こちらは令和7年1月に神奈川県から提示されたもので、前年度と比較いたしまして1億8,805万8,000円減の25億3,890万9,000円を計上いたしました。

表の下から3段目、保健事業費につきましては、前年度と比較いたしまして850万7,000円減の1億791万2,000円を計上いたしました。こちらも被保険者数の減少に伴いまして、特定健康診査及び人間ドック委託料の減を見込んだものになります。

基金積立金につきましては、国民健康保険事業費納付金の5%以上を積み立てるために、7,200万円増の1億3,000万円を計上いたしました。

一番下、その他支出金につきましては、前年度と比較いたしまして337万3,000円増の2,644万8,000円を計上いたしました。こちらは予備費の増によるものとなります。

議題の(2)「伊勢原市国民健康保険の財政運営状況について」の説明は以上となります。

【会長】 ありがとうございます。それでは、これまでの説明の中で、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

【委員】 歳入の「その他収入」のところにある返納金の減のところに「他に財産収入・第三者行為納付金などの諸収入」と書いてありますけれども、これは具体的にどういうことですか。

【事務局】 第三者行為というのは、病気以外に、第三者、他人によってけがをするなど、本来保険給付できないですが、医療保険で病院にかかったものとなります。一旦保険給付してしまったものですから、その分を返してもらうという、その分の歳入としているものでございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかはいかがでしょう。出産一時金は支給件数が増えているということですか。

【事務局】 過去の経緯から見ると、増えたというよりは令和5年度が少ないということで、やはり出生数というのは加入者が減少するにつれて出産育児一時金の支給件数も減ってはいるのですが、令和5年度が特に低かったというのがあります。

【会長】 令和5年度はコロナの影響大という感じですか。

【事務局】 その分析まではできないのですが、特に5年度が低かったということです。

【会長】 ありがとうございます。

【事務局】 出産育児一時金が、以前は42万円だったのが50万円に上がったというところも少しは影響があるのかもしれません。

【事務局】 5年度は40件台にまで落ちてしまって、その前の年は50件台で、その前も50件台。大体減る傾向ではあるのですが、5年度はその前の年に比べて急激な減少があつて、そこからまた増加している状況です。

【会長】 なるほど。これは令和6年ですか。

【事務局】 そうです。まだ見込みではありますけれども。

【会長】 まだ見込みですか。では、実際に給付した件数ではないということですね。

【事務局】 そうです。このままいくとこれぐらい行くという見込みです。

【事務局】 2月時点の数字を基に見込んだものになっています。

【会長】 分かりました。ほかはいかがでしょうか。

【委員】 出産育児一時金の対象は、伊勢原市に在籍している人に対してですか。

【事務局】 国民健康保険に加入している方が出産した場合に対してだけです。

【委員】 それでは、日本人だけではなくて海外の人も対象ですか。

【事務局】 国民健康保険に加入していれば対象になります。

【委員】 そういうことですね。分かりました。比率的には高くないですか。

【事務局】 比率的にはゼロではないのですが、高い比率というものではないです。

【委員】 そうですか。

【会長】 ほかにはよろしいでしょうか。

【委員】 すみません。災害臨時特例交付金は1,000円ということですか。

【事務局】 1,000円を、予算計上しています。もしも何か災害があったときに、予算だけ1,000円を計上しています。

【委員】 なるほど。

【事務局】 予算計上だけさせていただいていて、実際何か災害があれば、国からの交付金があったりするので、そのときのために計上しています。

【委員】 分かりました。

【会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。では、今日は制度の説明がありますので、先に進めさせていただいて、最後にまた何

かありましたらお願ひしたいと思います。

それでは、議題の（3）番、「国民健康保険制度の動向について」、御説明お願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料3「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」を御覧ください。今、国会で地方税法が審議されており、その公布がおそらく年度末、3月31日または30日になる予定です。まず1点目としましては、国民健康保険税の課税限度額が3万円上がります。2点目といたしましては、低所得者の方に7割・5割・2割の軽減という、所得に応じて均等割額及び平等割額を減額する制度があるのですが、その基準となる判定所得が引き上げられます。この2点が大きな改正になります。

まず、軽減判定所得の改正につきましては、こちらは条例改正が一部必要になりますので、先ほど言いました上位法である地方税法及び地方税法施行令がまだ変わっておりませんので、専決処分という形で市長の決裁により改定を行うものとなります。

課税限度額の引上げにつきましては、国民健康保険税を構成する基礎課税として医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3つがあるのですが、そのうち医療分が65万円から66万円、後期高齢者支援金等分については24万円から26万円と合計で3万円引き上げられまして、これに伴いまして、国民健康保険税の上限額が、所得が幾らあっても今まで106万円だったのですが、それが109万円に上がりますので、所得のある方につきましては保険税が高くなるという形になります。

次に、軽減判定所得の引上げですが、こちらは5割軽減の標準基準額が29万5,000円から30万5,000円に引き上げられます。2割軽減の標準基準額は54万5,000円から56万円に引き上げられまして、それぞれ軽減の対象が拡大されるという形になります。この見直しにつきましては令和7年度の保険税から適用するという形になります。こちらは、物価上昇の影響で、今まで国民健康保険税の5割軽減・2割軽減の適用を受けている世帯の方が当該軽減対象から外れてしまわないよう、要は、令和7年度においても引き続き軽減が適用されるようにするために、判定所得を引き上げて対象者を増やすというか、そのまま同じような軽減が受けられるようになります。

裏面に参考例を示させていただいております。2番のほう、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを御覧ください。①番、5割軽減の見直しでは、被保険者数に乘じる所得判定基準額が、こちらは29万5,000円から30万5,000円に引き上げられます。例といたしまして、国保3人世帯で給与所得者が1人の場合ですと、5割軽減の対象となる年間所得が今までの131万5,000円から134万5,000円までに上がります。収入にしますと約203万6,000円未満の世帯までが対象になります。2割軽減の見直しでは、被保険者数に乘じる判定所得基準額を54万5,000円から56万円に引き上げますので、こちらも同じように、国保3人世帯で給与所得者が1人の場合ですと、年間の所得が今までの206万5,000円から211万円までに上がります。収入にしますと313万2,000円未満の世帯が対象になるという形で、軽減の対象の範囲を広げるという形になります。

以上が国民健康保険制度の動向と御報告になります。

【会長】 ありがとうございます。こちらの説明に関しまして何かございますか。

これは国の制度改定をそのまま適用して計算したらこうなるという、そういう理解でよろしいですか。

【事務局】 そうですね。地方税法施行令が変わる。伊勢原市は税方式となっております。国民健康保険税です。保険料のところは既にもう変わっていまして、それと同じ基準に合わせるという形で、要するに、地方税法が変わったというところで合わせて、伊勢原市も同じような形で改定をしたという形になっています。

【会長】 ほかになにかございますか。

それでは、特に御質問がないということですので、以上で議題が終わりとなります。
ありがとうございました。では、議事をお返ししたいと思います。

【事務局】 会長、ありがとうございました。

なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、
委員の皆様には郵送とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

令和7年度ですが、令和8年度に向けて子ども・子育て支援金制度が創設される
ということがありまして、国民健康保険においても新たに、令和8年度からではあります
が、子ども・子育て支援納付金賦課額という、新たに算定が必要となるものがござ
ります。

また、財政状況にもよりますが、併せて税率の改定も予定しておりますため、今年
度と同様に、県より納付金（仮係数）の通知のある11月以降に最初の試算を行いま
して、審議をお願いする形になろうかなと思います。よろしくお願ひします。

【事務局】 それでは、これをもちまして第5回国民健康保険運営協議会を終了いた
します。ありがとうございました。

————了————